

一般社団法人日本スポーツ救護看護学会会員のみなさまへ

看護職賠償責任保険のご案内

看護職賠償責任保険

2026年4月



看護職賠償責任保険

(賠償責任保険普通保険約款 看護職特約条項)

看護職賠償責任保険とは

■ 看護師・准看護師・保健師・助産師の方（以下、看護職といいます。）の看護業務※1の遂行により事故が発生した場合に、その看護職の方が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

商品構成・補償内容

- 『看護職賠償責任保険』は、「賠償責任」と「刑事弁護士費用」による基本補償とオプションにて構成されています。
- なお、本契約においては基本補償に加え、下記のオプションすべてが補償対象となります。

基本補償 【看護職特約条項】	看護業務担保条項	
	賠償責任-対人賠償	賠償責任-対物賠償
	看護業務担保条項	刑事弁護士費用担保条項
	賠償責任-受託物賠償	刑事弁護士費用
		詳細は 2 頁目

お支払い例 は3 頁目	人格権侵害	初期対応費用
	被害者対応費用	
オプション		

(注) ケアマネージャー資格を有する場合にかぎり、介護支援専門員業務のオプションをセットすることができます。

※ 1 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に定められた業務および介護業務※2をいいます。
 ※ 2 身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対して行われる入浴、排せつ、食事等をいいます。
 ※ 3 身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
 ※ 4 財産的価値を有する有体物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。
 ※ 5 刑事弁護士費用を除きます。
 ※ 6 身体の障害※3に起因して被害者が死亡し、または8日間以上の入院を要した場合にかぎります。

刑事弁護士費用の詳細

- 医療施設における医療行為は「チーム医療」の考え方が普及しており、チーム医療における体制不備を主因とした起訴などにより、医師だけでなく、看護職も医療刑事事件の当事者となる可能性があります。
- 刑事弁護士費用は、当事者となった看護職の訴訟費用などを補償します。

事件種類	想定されるご負担	補償する保険商品
民事事件	損害賠償金、弁護士費用、訴訟費用など	看護職特約条項 看護業務担保条項
刑事事件	弁護士費用、訴訟費用	看護職特約条項 刑事弁護士費用担保条項

保険金をお支払いする場合	<p>被保険者（補償の対象となる方）の看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>(注) 次に掲げる費用はお支払いの対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 刑法（明治40年法律第45号）第2編第5章に定める公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ② 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 ③ 被保険者が刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第500条第1項に定める訴訟費用の裁判の執行免除の申立を行った結果、執行免除決定がなされた費用 ④ 被保険者の共犯人が、連帯して負担する費用 ⑤ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第1編第16章の規定により、国が被保険者に対して補償する費用
支払限度額	保険期間を通じて500万円が限度です。
保険期間と保険金をお支払いする場合の関係	保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時 ^{※1} までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。
保険金をお支払いできない主な場合	<p>次に掲げる刑事事件に起因する損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ② 被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件 ③ 被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ④ 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑤ 美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑥ 所定の免許を有しない者が行った看護業務に起因する刑事事件 <p style="text-align: right;">など</p>

※ 1 刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。

- ① 刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時^{※2}
- ② 裁判所が略式命令を発した時^{※3}
- ③ 第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時^{※4}

※ 2 検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。

※ 3 その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。

※ 4 第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

お支払いする保険金の種類

- 下表の「保険金の種類」に記載の保険金を基本補償でお支払いします。

(刑事弁護士費用およびオプションで対象となる保険金の種類は前頁をご確認ください。)

保険金の種類	保険金の内容
損害賠償金	被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をいいます。 <基本補償 賠償責任-対人賠償の場合> 治療費、医療費、慰謝料など <基本補償 賠償責任-対物賠償および受託物賠償の場合> 修理費、再調達に要する費用など (注) 修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
権利保全行使費用	第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全または行使するために支出した必要または有益な費用をいいます。
損害防止費用	損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した必要または有益であった費用をいいます。ただし、緊急措置費用を除きます。
争訟費用	訴訟、仲裁、和解または調停について、事前に損保ジャパンの承認を得て支出した費用をいいます。
協力費用	被保険者が損害賠償請求を受け、損保ジャパンが必要に応じて被保険者の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、被保険者が損保ジャパンに協力するために支出した費用をいいます。
緊急措置費用	損害の発生および拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合において、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のために支出した費用をいいます。

オプションのお支払いする例

- 下表のオプションをセットいただくことで、業務実態に即した補償内容の設計が可能です。
- なお、本契約においては基本補償に加え、下記のオプションすべてが補償対象となります。

オプション名称	お支払いの対象となる事故例	お支払いする保険金例
人格権侵害 担保追加条項	患者さんの個人情報等を不当に漏えいし、 名誉棄損で訴えられてしまった。	・損害賠償金 (人格権侵害に対する慰謝料) ・争訟費用 など
初期対応費用 担保追加条項	基本補償で対象となる損害賠償請求が発生し、 対処するために費用が発生した。	・事故現場の保存または記録に要する費用 ・事故原因または状況の調査に要する費用 ・通信費 など
被害者対応費用 担保追加条項	患者さんに身体の障害が発生し、社会通念上 妥当な範囲の見舞費用を負担した。	・患者さんの生命または身体を害したことに対する 見舞金または見舞品の購入費用

保険料例

助産師業務への従事の有無で保険料が異なります。

助産師業務をされる可能性のある方は、Bプランにご加入ください。

※2026年度契約から団体割引5%が適用されるため、2025年度保険料（Aプラン：6,530円 Bプラン：7,870円）から割引適用した保険料を掲載しております。

補償内容		Aプラン (助産師業務を行わない方)	Bプラン (助産師業務を行う方)
身体賠償		1事故につき：5,000万円 保険期間中：1億5,000万円	1事故につき：5,000万円 保険期間中：1億5,000万円
財物賠償(受託物を含む)		1事故につき：100万円	1事故につき：100万円
刑事弁護士費用補償		1事故につき：500万円	1事故につき：500万円
人格権侵害補償		1事故につき：500万円 保険期間中：500万円	1事故につき：500万円 保険期間中：500万円
初期対応費用補償		1事故につき：500万円	1事故につき：500万円
被害者対応費用		1事故につき：5万円	1事故につき：5万円
合計保険料		6220円	7500円
お申し出締切日	開始日(保険加入日)	Aプラン保険料	Bプラン保険料
2026年3月20日	2026年4月1日	6220円(12か月分)	7500円(12か月分)
2026年4月20日	2026年5月1日	5700円(11か月分)	6880円(11か月分)
2026年5月20日	2026年6月1日	5180円(10か月分)	6250円(10か月分)
2026年6月20日	2026年7月1日	4680円(9か月分)	5640円(9か月分)
2026年7月20日	2026年8月1日	4160円(8か月分)	5010円(8か月分)
2026年8月20日	2026年9月1日	3640円(7か月分)	4390円(7か月分)
2026年9月20日	2026年10月1日	3120円(6か月分)	3760円(6か月分)
2026年10月20日	2026年11月1日	2590円(5か月分)	3130円(5か月分)
2026年11月20日	2026年12月1日	2060円(4か月分)	2490円(4か月分)
2026年12月20日	2027年1月1日	1570円(3か月分)	1890円(3か月分)
2027年1月20日	2027年2月1日	1040円(2か月分)	1250円(2か月分)
2027年2月20日	2027年3月1日	530円(1か月分)	640円(1か月分)

※保険開始は保険加入日の午後4時からとなります。

保険加入日に関わらず、保険終了日は2027年4月1日午後4時となります。

この保険のあらまし

■ 看護職賠償責任保険の概要

<第1章 看護業務担保条項>

被保険者（補償の対象となる方）である看護師・准看護師・保健師・助産師の方（以下、看護職といいます。）の看護業務の遂行により事故が発生した場合に、その看護職の方が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

（注）賠償責任保険では、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金（自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>（2024年2月1日始期以降契約より）

被保険者の看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

（注）次に掲げる費用はお支払いの対象外です。

- ①刑法（明治40年法律第45号）第2編第5章に定める公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
- ②弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用
- ③被保険者が刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第500条第1項に定める訴訟費用の裁判の執行免除の申立を行った結果、執行免除決定がなされた費用
- ④被保険者の共犯人が、連帯して負担する費用
- ⑤刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第1編第16章の規定により、国が被保険者に対して補償する費用

■ 商品の仕組み

この商品は賠償責任保険普通保険約款に看護職特約条項などをセットしたものです。

■ 保険契約者

一般社団法人日本スポーツ救護看護学会

■ ご契約期間（保険期間）

2026年4月1日午後4時から2027年4月1日午後4時までとなります。

■ 申込締切日

2026年3月20日（金）まで

■ 引受条件（保険金額など）、保険料払込方法など

引受条件（保険金額など）は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

■ 加入対象者

一般社団法人日本スポーツ救護看護学会に属する看護師、准看護師、保健師、助産師

■ 補償の対象となる方（被保険者）

一般社団法人日本スポーツ救護看護学会に属する看護師、准看護師、保健師、助産師

■ お支払方法

一般社団法人日本スポーツ救護看護学会の会費と一緒に払込みください。

■ お手続き方法

一般社団法人日本スポーツ救護看護学会の案内する所定の申込方法にてお名前、ご住所などの必要事項をご連絡ください。

■ 中途加入

保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は、受付日の翌月1日（20日過ぎの受付分は翌々月1日）から2027年4月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、一般社団法人日本スポーツ救護看護学会の会費と併せてお支払いいただきますようお願いいたします。

■ 中途脱退

この保険から脱退（解約）される場合は、一般社団法人日本スポーツ救護看護学会までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
第1章 看護業務上の事故	<p>被保険者が、日本国内において看護業務^{※1}を遂行することにより、他人の身体の障害^{※3}、その財物の損壊^{※4}（以下「事故」といいます。）または受託物^{※5}の滅失等^{※6}について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払します。ただし、1回の事故および保険期間を通じて加入者証に記載の保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の争訟費用は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p> <p>（注1） 保険期間中に事故が発見された場合にかぎり保険金をお支払します。保険期間開始前の看護業務^{※1}による事故であっても、保険期間中に発見された場合、保険金のお支払いの対象です。</p> <p>（注2） 被保険者を含む複数の者が法律上の賠償責任を負担する場合、被保険者個人の帰責割合^{※7}に応じた金額のみをお支払します。</p>	<p>① 被保険者が看護業務^{※1}を行う施設^{※8}または航空機、車両^{※9}、自動車、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任</p> <p>② 名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任^{※10}</p> <p>③ 看護業務^{※1}の結果を保証することにより加重された賠償責任</p> <p>④ 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の規定に違反して行った看護業務^{※1}に起因する賠償責任</p> <p>⑤ 被保険者、被保険者の同居の親族もしくは使用人その他被保険者の看護業務^{※1}の補助者が行い、または加担した盗取に起因する賠償責任</p> <p>⑥ 被保険者の使用人または被保険者の看護業務^{※1}の補助者が所有し、または私用に供する財物が損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任</p> <p>⑦ 受託物^{※5}の自然の消耗、かし、受託物^{※5}本来の性質^{※11}またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任</p> <p>⑧ 屋根、樋、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による受託物^{※5}の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑨ 受託物^{※5}が委託者に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に発見された受託物^{※5}の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑩ 被保険者が助産所の開設者である場合において、被保険者または被保険者の使用人もしくは被保険者の看護業務^{※1}の補助者が行う助産または妊婦、じょう婦もしくは新生児の保健指導に起因する賠償責任</p>
第2章 刑事弁護士費用	<p>被保険者の看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用^{※12}または訴訟費用^{※13}を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払します。ただし、保険期間を通じて500万円を限度とします。</p> <p>（注） 保険期間中に送検された場合にかぎり、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時までに発生した損害に対して保険金をお支払します。</p>	<p>① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた刑事事件</p> <p>② 被保険者の有罪の確定^{※14}がなされた刑事事件</p> <p>③ 被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件</p> <p>④ 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件</p> <p>⑤ 美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件</p> <p>⑥ 所定の免許を有しない者が行った看護業務に起因する刑事事件</p> <p>⑦ 初年度契約締結の当時、保険契約者、被保険者もしくはその代理人が保険期間の開始日より前に知っていた死傷またはその原因・事由に起因する刑事事件について、保険期間開始後に送検されるおそれのあることを知っていた場合において、その死傷またはその原因・事由により送検がなされたこと</p>

- ※1 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に定められた業務および介護業務^{※2}をいいます。
- ※2 身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対して行われる入浴、排せつ、食事等をいいます。
- ※3 身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
- ※4 財産的価値を有する有体物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。
- ※5 看護業務^{※1}の対象となる者から受託している財物をいいます。
- ※6 受託物^{※5}が滅失、損傷もしくは汚損し、または盗取もしくは詐取されたことをいいます。ただし、受託物^{※5}の紛失を含みません。
- ※7 被保険者が本来負担すべき責任の割合をいいます。
- ※8 設備を含みます。ただし、看護業務の遂行中に直接使用しているものを除きます。
- ※9 原動力がもっぱら人力であるものを除きます。
- ※10 別途「人格権侵害担保追加条項」をセットすることにより、補償の対象にできます。
- ※11 自然発火および自然爆発を含みます。
- ※12 被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいい、以下に掲げる費用を除きます。
 - ① 刑法（明治40年法律第45号）第2編第5章に定める公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
 - ② 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用
- ※13 刑事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第41号）第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。ただし、予納された金額から訴訟費用の額に相当する金額を控除して残余がある場合は、その残余の額を除き、以下に掲げる費用も除きます。
 - ① 被保険者が刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第500条第1項に定める訴訟費用の裁判の執行免除の申立を行った結果、執行免除決定がなされた費用
 - ② 被保険者の共犯人が、連帯して負担する費用
 - ③ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第1編第16章の規定により、国が被保険者に対して補償する費用
- ※14 第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいい、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合における当該第一審および当該控訴審の判決を除きます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
人格権侵害費用	<p>日本国内において看護業務の遂行（以下「行為」といいます。）に起因する以下に掲げる人格権侵害または宣伝障害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払します。ただし、1回の行為および保険期間を通じて加入者証に記載の保険金額を限度とします。</p> <p><人格権侵害></p> <p>① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損 ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害</p> <p><宣伝障害></p> <p>① 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害 ② 著作権^{※1}、標題または標語の侵害 ③ 宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用</p>	<p>① 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行った看護業務に起因する賠償責任 ② 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為^{※2}に起因する賠償責任 ③ 採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任 ④ 最初の行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任 ⑤ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任 ⑥ 広告宣伝、放送または出版を業とする被保険者により行われた行為に起因する賠償責任 ⑦ 身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任 ⑧ 契約違反に起因する賠償責任。ただし、書面によらない合意または約束において、宣伝上の着想または営業の手法を不正に流用した場合を除きます。 ⑨ 宣伝された品質、性能等に適合しないことに起因する賠償責任 ⑩ 価格表示の誤りに起因する賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p>
	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
初期対応費用	<p>看護業務上の事故が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求がなされるおそれを知った場合に、被保険者が支出した以下に掲げる費用に対して、保険金をお支払します。ただし、1回の事故につき加入者証に記載の保険金額を限度とし、社会通念上妥当な費用にかぎります。</p> <p>① 事故現場の保存または記録に要する費用 ② 事故原因または状況の調査に要する費用 ③ 事故現場の取り片付けおよび清掃に要する費用 ④ 通信費</p>	<p>共通に記載のとおり。</p>
被害者対応費用	<p>看護業務を遂行することにより、身体の障害^{※3}が発生し、被保険者が損害賠償請求がなされるおそれを知った場合に、被保険者がその所属する組織の責任者の承諾を得て支出した以下に掲げる費用に対して、保険金をお支払します。ただし、1回の事故につき加入者証に記載の保険金額を限度とし、社会通念上妥当な費用にかぎります。</p> <p>① 被害者の生命または身体を害したことに対する見舞金 ② 被害者の生命または身体を害したことに対する見舞品購入費用</p>	

	保険金をお支払いできない主な場合
共通	<p>① 被保険者の故意によって生じた賠償責任 ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^{※4}に起因する賠償責任 ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④ 被保険者と世帯を同じくする親族^{※5}に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤ 被保険者および被保険者の使用人等が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥ 排水または排気^{※7}によって生じた賠償責任 ⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p>

（注1） 病院、診療所または医師が加入している医師賠償責任保険のお支払い対象になる場合、医師賠償責任保険が優先して適用されます。
（注2） 保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に発見した事故（介護支援専門員業務担保追加条項は領収する前に生じた損害賠償請求）による損害については保険金をお支払いできません。

- ※1 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を含みません。
- ※2 過失犯を除きます。
- ※3 身体の障害に起因して被害者が死亡し、または8日間以上の入院を要した場合にかぎります。
- ※4 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- ※5 6親等内の血族、配偶者^{※6}または3親等内の姻族をいいます。
- ※6 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
- ※7 煙または蒸気を含みます。

- この保険契約では、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- お申込みにあたっては保険契約申込書の記載内容が正しいかをご確認のうえ、ご加入される方本人が保険契約申込書に記名・捺印もしくは署名をしてください。誤りがある場合には、保険金をお支払いできない場合や、ご契約が解除となる場合があります。
- 実際にご契約いただくお客さまのご契約の保険料につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。
- ご契約者と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットの内容をお伝えください。
- ご加入時における注意事項（告知義務等）

(1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

■ 保険契約申込書および付属書類の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項※について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

※看護職賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、保険契約申込書の以下の項目をいいます。

■ 被保険者欄（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）など

- ご加入後における留意事項（通知義務等）

(1) 保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■ 保険契約申込書の記載事項の変更
<例> 保険金額等ご契約内容を変更される場合 など。ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(注) 保険契約申込書に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要です。（ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。）

(2) ご契約者の住所などに変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお連絡ができない場合があります。

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかった場合を除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。なお、事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- 分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までにお支払いください。払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いすることができなったり、保険契約が解除されたりする場合があります。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除き、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することにしております。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象です。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご加入にあたってのご注意（つづき）

■ 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

■ この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）の対象となりません。

■ 個人情報の取扱いについて

○ 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○ 損保ジャパン（以下、「当社」と言います。）は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・

履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等

（以下、「当社業務」と言います。）を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①当社が、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先（修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等）、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。

④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者（保険の対象となる方）の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については当社公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

■ 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

■ 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

■ 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

■ 保険事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの事故サポートセンターまでご連絡ください。

■ 万一事故が発生した場合（損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。）は、以下の対応を行ってください。

保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で取扱代理店または損保ジャパンに通知してください。

<1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

<2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

<3> 損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。

ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1. ～6. までのほか、損保ジャパンが特に必要とする書類[※]または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

※ 損保ジャパンが特に必要とする書類については、次頁の「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

■ 被保険者（補償の対象となる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。

（注1）本保険では、保険会社が被保険者（補償の対象となる方）に代わり示談交渉を行うことはできません。

（注2）示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
- ② 専門機関による鑑定結果の照会
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④ 日本国外での調査
- ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

※上記の①から⑤までの場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

No.	事故時に必要となる書類	必要書類の例	事故が起こった場合
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など	事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。 【窓口：事故サポートセンター】 <受付時間> 24時間365日 0120-727-110 おかけ間違いにご注意ください。
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など	
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	① 他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書 など ② 他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類休業損害証明書、源泉徴収票 など	
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など	
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手方からの領収書、承諾書 など	

（注1）事故の内容および損害の額などに応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査などにご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

- 保険金は、原則として被保険者から相手方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 03-4332-5241（全国共通）おかけ間違いにご注意ください。

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社

神戸支店神戸支社

〒650-0023 神戸市中央区栄町通3丁目3-17

TEL 078-333-2615 FAX 078-392-3817

受付時間：平日午前9時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）

<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

【取扱代理店】 有限会社トータルライフガード神戸支店

〒657-0043

神戸市灘区大石東町5丁目8-1 東和ビルⅡ208号室

TEL 078-414-8191 FAX 078-414-8192

（受付時間：平日午前9時から午後5時まで）